

建設リサイクル法に基づく 解体工事業者の登録に係るお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく解体工事業者の登録申請については、窓口のほか、郵送による受付も行っております。

申請内容等の事前相談については、電話・FAX 等での対応も行っておりますので、下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

また、手数料の納付につきましては、いばらき電子申請・届出サービスにより電子納付が可能ですので、申請予定の方は事前に問合せ先までご連絡ください。

郵送に必要な書類について（茨城県土木部検査指導課ホームページより入手できます）

- 解体工事業登録申請（新規・更新）をする場合 【提出部数】 2部
 - ・解体工事業登録申請書（別記様式第1号）
 - ・誓約書（別記様式第2号）
 - ・技術管理者の基準に適合することを証する書面
 - ※実務経験を必要とする場合は、実務経験証明書（別記様式第3号）
 - ・登録申請者等の調書（別記様式第4号）
 - ・住民票抄本等（法人の場合は役員の住民票抄本等も必要）
 - ・法人の場合は登記簿謄本
 - ・技術管理者の住民票抄本等
- ※申請書類の記載例、様式等は、「解体工事業登録申請の手引き」を参照ください。
URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/recycle/05recycle/c.html>
- 申請手数料 新規：33,000円 更新：26,000円
 - ※納付方法は、「茨城県収入証紙」又は「いばらき電子申請・届出サービスによる電子納付」（「解体工事業登録申請の手引き」P.4参照）となります。
- 登録申請書副本の返信用封筒
 - ※郵便事故による書類等の紛失を防止するため「レターパックプラス（宛名記載）」又は「A4の書類が入る返信用封筒（宛名記載、250円＋簡易書留分320円の切手添付）」を同封してください。

問合せ先：茨城県土木部検査指導課 建設リサイクル担当
電 話：029-301-4386
F A X：029-301-4389
郵 送 先：〒301-8555 茨城県水戸市河原町 978-6
検査指導課 建設リサイクル担当宛